

議案第 7 号

教育委員会事務局職員の人事（出向）について

教育委員会事務局職員の人事（出向）をしたいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条により委員会の同意を求める。

2022 年 3 月 22 日 提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

議案第 8 号

教育委員会事務局職員の任命について

教育委員会事務局職員の任命をしたいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条により委員会の同意を求める。

2022 年 3 月 22 日 提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

議案第9号

2022年度北栄町立小学校及び中学校の学級編成基準について

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第4条の規定により、2022年度の北栄町立小学校及び中学校の学級編成基準を定めたいので、北栄町教育長に対する事務委任規則（平成17年北栄町教育委員会規則第5号）第2条の規定により委員会の承認を求める。

2022年3月22日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

2022年度同学年の児童・生徒で編成する1学級の児童又は生徒の数

(1) 小学校

1年	2年	3年	4年	5年	6年
30人	30人	30人	30人	30人	30人

(2) 中学校

1年	2年	3年
33人	35人	35人

(添付参考資料：議案第9号関係)

少人数学級編成 整理表（協力金含む）

【小学校】

基準／学年	小1年	小2年	小3年	小4年	小5年	小6年
国	35人	35人	35人	40人	40人	40人
県	<u>30人</u>	<u>30人</u>	<u>30人</u>	35人	35人	35人
	②県単独	②県単独	②県単独	①県・町	①県・町	①県・町
町				<u>30人</u>	<u>30人</u>	<u>30人</u>
				③町単独	③町単独	③町単独

※③町単独は、学年児童数が61人から70人までが対象で、すべて町負担500万円。

①71人から80人までが、県・町1／2協力金で半額負担。小学校は、教員1名分の負担となり、町負担200万円×1名分となる。

②県単独は、すべて県費負担。町負担0円

【中学校】

基準／学年	中1年	中2年	中3年
国	40人	40人	40人
県	<u>33人</u>	<u>35人</u>	<u>35人</u>
	②県単独	①県・町	①県・町
町			

※①71人から80人までが、県・町1／2協力金で半額負担。中学校は、原則、教員2名分（学級数による）の負担となり、200万円×2名分となる。（学校の学級数により教員配置数は1名の場合もある。）

②県単独は、すべて県費負担。町負担0円

・町単独基準はない。

議案第10号

北栄町中学校区学校運営協議会委員の任命について

北栄町中学校区学校運営協議会委員を任命したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2022年3月22日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町北条中学校区学校運営協議会委員

	氏 名	役 職 等	備 考
1	石 原 聖 治	北条中学校評議員 (P T A副会長)	
2	岩 間 宗 徳	北条小学校評議員 (元P T A会長)	
3	大 庭 博	北条小学校評議員 (北条支所長)	
4	岡 裕 一	北条小学校評議員 (放課後児童クラブ統括責任者)	
5	奥 田 よしの子	北条小学校評議員 (読み聞かせの会つくしんぽ代表)	
6	加 藤 晋 彦	北条中学校評議員 (元中学校校長)	会長
7	根 鈴 正 則	北条小学校評議員 (P T A会長)	
8	三 村 章 雄	北条小中学校評議員 (社会教育委員)	副会長
9	山 根 雄 一	北栄スポーツクラブ	
10	笠 見 隆 志	北栄町立北条小学校長	
11	萬 章 夫	北栄町立北条中学校長	
12	小野塚 奈津子	北条こども園園長	
13	山 根 ひろ子	<u>北栄町人権教育推進協力員会議代表</u>	新規

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

◆地域コーディネーター 荒木 啓子

北栄町大栄中学校区学校運営協議会委員

	氏 名	役 職 等	備 考
1	井 川 敦 雄	大栄中学校学校運営協議会副会長 (由良地区まちづくりの会会長)	副会長
2	大 西 慶 祐	大栄中学校学校運営協議会委員 (PTA 役員 大栄中同窓会理事)	
3	重 信 泰 子	大栄中学校学校運営協議会委員 (元小学校教頭)	
4	高 垣 知 博	大栄中学校学校運営協議会委員 (鳥取中央育英高校校長)	
5	清 水 史 枝	大栄中学校学校運営協議会委員 (北栄町民生委員)	
6	進 木 富 夫	遊楽隣工房 代表 (元中学校長)	
7	妻 由 道 明	大栄中学校学校運営協議会会长 (大栄中学校同窓会長)	会長
8	中 川 昇	大栄中学校学校運営協議会委員 (元中学校校長)	
9	中 西 澄 江	大栄中学校学校運営協議会委員 (北栄町大栄赤十字奉仕団委員長)	
10	松 井 美 幸	大栄中学校学校運営協議会委員 (元こども園園長)	
11	町 田 弥 生	ほくほくプラザ児童厚生員	辞任
11	中 江 人 美	ほくほくプラザ館長	新規
12	中 山 功 一	放課後児童クラブ責任者	
13	山 本 洋 介	北栄町立大栄小学校長	
14	河 原 裕 司	北栄町立大栄中学校長	

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

◆地域コーディネーター 秋 山 英 正

議案第 11 号

北栄町出産祝金給付要綱の制定について

北栄町出産祝金給付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2022 年3月22 日提出

北栄町教育委員会教育長 別 本 勝 美

記

別紙のとおり

北栄町告示第　号

北栄町出産祝金給付要綱

(目的)

第1条 出産祝金は、北栄町に生まれた赤ちゃんと子育て家庭を町(地域)全体で応援する気運を高め、また出産・子育ての経済的負担を軽減することを目的に給付する。

(対象者)

第2条 祝金の給付を受けることができる者(以下「給付対象者」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和4年4月1日以降に出生した乳児の父、母、又は主な養育者
- (2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき北栄町の住民基本台帳に登録されている乳児の父、母、又は主な養育者

(祝金の額)

第3条 祝金の額は、給付対象者の出生児1人につき、北栄町公共ポイント事業実施要綱(令和3年北栄町訓令第12号)に基づいて付与されるポイント(以下「公共ポイント」という。)5万ポイントとする。

(祝金の給付申請)

第4条 給付対象者は、祝金の給付事由が発生した日から対象児が満1歳を迎える日の前日(誕生日の前々日)までに出産祝金給付申請書(様式第1号)により、町長に祝金の給付申請をするものとする。

2 町長は、祝金の給付をしないものと決定したときは、出産祝金給付却下通知書(様式第2号)により給付対象者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

北栄町出産祝金給付申請書

年 月 日

北栄町長 様

申請者
住所
氏名 印
(自署の場合捺印省略可)
電話

出産祝金の給付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、町が私及び世帯員の住民基本台帳登録状況を調査することを承諾します。

記

申請額 公共ポイント 50,000ポイント

フリガナ		申請者 との 続柄	
児氏名			
生年月日	年 月 日		
住所	北栄町		

【留意事項】

- ・対象となるお子さんの1歳の誕生の前日までにお引替えください。
- ・ほくほくカードの作成及び公共ポイントの引き換え方法は、別紙をご参照ください。

様式第2号(第4条関係)

発 番

年 月 日

様

北栄町長

北栄町出産祝金給付却下通知書

年 月 日付で申請のありました北栄町出産祝金給付事業については、次
とおり却下したので、通知します。

記

1 対象児

2 却下の理由

議案第12号

北栄町英語検定料助成金交付要綱の制定について

北栄町英語検定料助成金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2022年3月22日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会告示第 号

北栄町英語検定料助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人英語検定協会が実施する実用英語技能検定(以下「英検」という。)の受検について、受検機会の拡大及び児童生徒の学力向上を図ることを目的に、英検に係る検定料(以下「検定料」という。)の一部について、検定料助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し、北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 町内の小中学校に在籍している児童生徒又は町内に住所を有する小中学校の児童生徒をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人その他当該児童生徒を養育している者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、英検4級以上の検定料の全額を負担して対象検定を受検した児童生徒の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成の対象としない。

- (1) 町税その他の公租公課について滞納がある者(以下「滞納者」という。)及び滞納者と同じ世帯に属する者
- (2) その他対象経費の補助を別に受けていない者

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、対象検定に係る検定料に2分の1を乗じて得た額とする。

2 助成金の交付は、年度内児童生徒1人につき同一級1回を限度とする。なお、受検しなかった場合、検定料支払済みでも助成の対象としない。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、対象検定を受けた日の属する年度の3月31日までに、北栄町英語検定料助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) 英検受験に係る領収書(受験者氏名、級、検定料の記載のあるもの。)
- (2) その他町長が必要と認めるもの

(助成金の交付)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査して助成金の交付の可否を決定し、北栄町英語検定料助成金決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(着手届)

第7条 規則第13条に規定する着手届の提出は、これを要しない。

(完了届及び実績報告)

第8条 規則第14条に規定する完了届及び同規則第20条に規定する実績報告は、第5条に規定する申請書及び添付書類の提出をもって、これに代える。

(助成金の取消し)

第9条 町長は、助成金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第10条 町長は、助成金の交付の決定を取り消した場合で既に助成金を交付しているときは、交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

議案第13号

北栄町高校生等通学費助成金交付要綱の一部を改正する要綱
の制定について

北栄町高校生等通学費助成金交付要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、
北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2022年3月22日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町高校生等通学費助成金交付要綱の一部を改正する要綱

北栄町高校生等通学費助成金交付要綱(令和2年北栄町教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 14 号

2022 年度こども園、小学校及び中学校医の委嘱について

次の者をこども園、小学校及び中学校医に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

2022 年3月22 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

2022年度 こども園、小学校及び中学校医名簿(案)

●任期：2022年4月1日から2023年3月31日まで

園・学校	種別	氏名	新規 ／継続	病院等
北条こども園	内科医	高見 博	継続	高見医院
	歯科医	林 映理子	継続	えりい歯科クリニック
	薬剤師	石川 美香	継続	アイ調剤薬局
大誠こども園	内科医	妹尾 磯範	継続	せのお小児科内科医院
	歯科医	仲 秀典	継続	仲歯科医院
	薬剤師	福光 真寿美	継続	(有)加藤調剤薬局
由良こども園	内科医	妹尾 磯範	継続	せのお小児科内科医院
	歯科医	橋本 康平	継続	橋本歯科医院
	薬剤師	牧野 幸弘	継続	あかさき薬局
大谷こども園	内科医	妹尾 磯範	継続	せのお小児科内科医院
	歯科医	橋本 康平	継続	橋本歯科医院
	薬剤師	石亀 二美江	継続	まつもと薬局
北条小学校	内科医	高見 博	継続	高見医院
	歯科医	林 映理子	継続	えりい歯科クリニック
	眼科医	寺坂 祐樹	継続	野島病院
	耳鼻科医	山崎 愛語	継続	かほく耳鼻咽喉科クリニック
	薬剤師	生田 麗	新規	大陽堂薬局 本店
大栄小学校	内科医	大石 一康	継続	大石医院
	歯科医	仲 秀典	継続	仲歯科医院
	眼科医	武信 順子	継続	武信眼科医院
	耳鼻科医	山崎 愛語	継続	かほく耳鼻咽喉科クリニック
	薬剤師	森下 聰夫	継続	大陽堂薬局 新町店
北条中学校	内科医	高見 博	継続	高見医院
	歯科医	林 映理子	継続	えりい歯科クリニック
	眼科医	寺坂 祐樹	継続	野島病院
	薬剤師	忌部 美里	新規	大陽堂薬局 本店
大栄中学校	内科医	中本 健太郎	継続	中本内科医院
	歯科医	橋本 康平	継続	橋本歯科医院
	眼科医	武信 順子	継続	武信眼科医院
	薬剤師	牧田 真知子	継続	大陽堂薬局 本店

※平成30年度より、こども園の眼科医は委嘱しません。

議案第15号

町指定有形文化財の指定について

このことについて、北栄町文化財保護条例第5条の規定により、委員会の同意を求める。

2022年3月22日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

1. 旧山陰葡萄酒合資会社醸造関係資料（米田家所蔵）
2. 天保地続全図

北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員の委嘱について

次の者を北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

2022年3月22日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

北栄町社会教育委員兼北栄町公民館運営審議会委員

番号	氏名	所属等	構成等
1		大栄小学校代表	学校教育関係者
2		北条中学校代表	
3		北条小学校PTA代表	社会教育関係者
4		大栄中学校PTA代表	
5	安田 千秋	町婦人会代表	社会教育関係者
6	坂田 和靖	自治会長会代表	
7	南場 兄一	文化団体代表	
8	三村 章雄	青少年育成関係者	家庭教育の向上に資する活動を行う者
9	清水 武	公募委員	学識経験者
10	玉木 純一	公募委員	

任期 2022年4月1日から2024年3月31日まで

議案第17号

北栄町スポーツ推進審議会委員の任命について

次の者を北栄町スポーツ推進審議会委員に任命したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

2022年3月22日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

北栄町スポーツ推進審議会委員名簿

番号	氏名	所属等
1	宇田川 誠章	北栄町スポーツ推進委員協議会
2	山根 由美子	北栄町スポーツ推進委員協議会 一般財団法人北栄スポーツクラブ
3	井上 裕子	北栄町スポーツ推進委員協議会
4	米本 久美子	北栄町スポーツ推進委員協議会
5	林 邦臣	一般財団法人北栄スポーツクラブ
6	荒木 啓子	一般財団法人北栄スポーツクラブ
7		北条小学校
8		大栄中学校
9	橋田 良一	北栄町自治会長会

任期 2022年4月1日から2024年3月31日まで

議案第 18 号

北栄町文化財保護委員会委員の委嘱について

次の者を北栄町文化財保護委員会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

2022年3月22日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

北栄町文化財保護委員会委員

番号	氏名	所属等
1	横濱 純一	学識経験者
2	南場 兄一	学識経験者
3	遠藤 晃子	学識経験者
4	中前 雄一郎	学識経験者
5	荒木 千彰	学識経験者

任 期 2022年4月1日から2024年3月31日まで

議案第 19 号

北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について

次の者を北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

2022年3月22日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員

番号	氏名	所属等
1	横濱 純一	文化財保護委員
2	南場 兄一	文化財保護委員
3	中前 雄一郎	文化財保護委員
4	遠藤 晃子	文化財保護委員
5	荒木 千彰	文化財保護委員
6		老人クラブ連合会代表
7	友定 修一	自治会長会代表
8		女性団体連絡協議会代表

任期 2022年4月1日から2024年3月31日まで

議案第 20 号

北栄町スポーツ県外派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

北栄町スポーツ県外派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2022年3月22日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町スポーツ県外派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

北栄町スポーツ県外派遣費補助金交付要綱(平成18年北栄町教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助の対象)</p> <p>第2条 補助の対象となる派遣は、県予選その他県規模の選考会(<u>推薦を含む</u>)を経て出場する県外で行われるスポーツ大会への派遣で、日本<u>スポーツ協会</u>若しくは日本レクリエーション協会加盟の競技団体が主催又は共催する全国規模の大会又は中国大会とする。ただし、<u>上位選手又はチームの辞退により繰り上げ出場する場合は対象としない。</u></p>	<p>(補助の対象)</p> <p>第2条 補助の対象となる派遣は、県予選その他県規模の選考会を経て出場する県外で行われるスポーツ大会への派遣で、日本<u>体育協会</u>及び日本レクリエーション協会加盟の競技団体が主催又は共催する全国規模の大会又は中国大会とする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は対象としない。</u></p> <p>(1) <u>県外の大会に、上位チームの辞退により繰り上げ出場する場合</u> (2) <u>予選が行われず選考により県外の大会に出場する場合</u> (3) <u>町内者であっても、町外の団体に所属して出場する場合</u></p>
<p>2 補助の対象となる者は、前項の補助の対象となるスポーツ大会に出場登録する次に掲げる小・中学生の選手、<u>またその選手を引率する監督及びコーチ(各1名に限る)</u>とする。</p> <p>(1)及び(2) 略 (派遣費の申請者)</p>	<p>2 補助の対象となる者は、前項の補助の対象となるスポーツ大会に出場登録する次に掲げる小・中学生の選手、監督及びコーチとする。</p> <p>(1)及び(2) 略 (派遣費の申請者)</p>
第3条 派遣費補助金の申請者は、次の	第3条 派遣費補助金の申請者は、次の

<p>とおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その他の場合 個人出場の場合 <u>(県の選抜チームとして出場する場合を含む)</u>は個人名、団体出場の場合はその代表者 (補助金の額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 補助率は、補助対象経費の<u>3分の1</u>以内(千円未満の端数が生じた場合は切り捨てた額)とし、教育委員会事務局で補助金額を決定する。ただし、主催団体等からの助成や寄付による収入がある場合、補助対象経費から当該助成額を控除するものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>とおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その他の場合 個人出場の場合 は個人名、団体出場の場合はその代表者 (補助金の額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 補助率は、補助対象経費の<u>1／3</u>以内(千円未満の端数が生じた場合は切り捨てた額)とし、教育委員会事務局で補助金額を決定する。ただし、主催団体からの助成や寄付による収入がある場合、補助対象経費から当該助成額を控除するものとする。</p> <p>3 略</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の北栄町スポーツ県外派遣費補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

議案第 21 号

北栄町文化教室等成果還元活動費補助金交付要綱を廃止する要綱の制定
について

北栄町文化教室等成果還元活動費補助金交付要綱を廃止する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

2022年3月22日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第　　号

北栄町文化教室等成果還元活動費補助金交付要綱を廃止する要綱

北栄町文化教室等成果還元活動費補助金交付要綱（平成 23 年北栄町教育委員会訓令第 7 号）は、廃止する。

附　則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

○北栄町文化教室等成果還元活動費補助金交付要綱

平成23年3月30日

教育委員会訓令第5号

(趣旨)

第1条 北栄町文化教室等成果還元活動費補助金(以下「本補助金」という。)について、北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号)に定めるものほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 本補助金の交付対象となる者は、北栄町内で活動する文化教室等の団体(以下「文化教室等」という。)とする。

(補助金の交付対象事業)

第3条 本補助金の交付対象となる事業は、文化教室等が各教室で身につけた学習知識や技術を、講座及び展示・発表等の方法により地域住民に提供する活動とする。ただし、町外での展示及び営利目的の活動は除く。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。